

被表彰候補選考基準

表彰種別	本部長と連合会会長の連名表彰	連合会会長表彰
交通安全功労者表彰	<p>1 交通安全功労者として、知事、警察本部長、連合会会長、県交通安全協会会長等のいずれかの表彰を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 交通安全の普及促進に寄与する団体の役員として通算7年以上又は現にこれら団体の役員にある者はその職に継続して5年以上在任している者で、かつ、交通安全思想の普及啓発又は交通事故の防止に多大な功労があった者</p> <p>(2) その他交通安全思想の普及啓発又は交通事故の防止に10年以上携り多大な功労があった者</p> <p>2 交通安全功労者の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 過去5年以内に、罰金以上の刑事処分若しくは行政処分を受けた者、又は道路交通法違反（違反点数3点以内を除く。）をした者。</p> <p>(2) 過去に交通栄誉章緑十字銅章を受けた者。</p>	<p>1 交通安全功労者として市町村交通安全対策協議会会長、警察署長、地区会会長等いずれかの表彰を受けた者（ただし、(2)を除く。）で、次の各号に該当する者。</p> <p>(1) 交通安全の普及促進に寄与する団体の役員として通算3年以上在任している者で、かつ、交通安全思想の普及啓発又は交通事故の防止に特に功労があった者。</p> <p>(2) 連合会の実施する交通安全に関する事業に多大な貢献をした者。</p> <p>(3) その他交通安全思想の普及啓発又は交通事故の防止に多大な功労があった者。</p> <p>2 交通安全功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 過去3年以内に罰金以上の刑事処分を受けた者。</p> <p>(2) 過去1年以内に行政処分を受けた者、又は道路交通法違反（違反点数3点以内を除く。）をした者。</p> <p>(3) 過去に、この表彰を受けた者（特に功労がある場合を除く）。</p>
優良安全運転管理者等表彰	<p>1 優良安全運転管理者等として、連合会会長表彰を受けた者で、次に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全運転管理者等として選任され、通算5年以上在任し、安全運転管理業務の推進に多大な功労があった者。</li> </ul> <p>2 優良安全運転管理者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 過去5年以内に事業所等の業務用車両による死亡・重大事故（無過失の場合を除く。）又は特定違反行為による交通事故を起こしているとき。</p> <p>(2) 過去5年以内に罰金以上の刑事処分若しくは行政処分を受けた者、又は道路交通法違反（違反点数3点以内を除く。）をした者。</p> <p>(3) 過去に交通栄誉章緑十字銅章を受けた者。</p>	<p>1 連合会会長、市区町村交通安全対策協議会会長、警察署長、地区会会長等から優良事業所表彰を受けたことのある事業所等の安全運転管理者等で、次に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全運転管理者等として選任され、通算3年以上在任し、安全運転管理業務の推進に特に功労があった者。</li> </ul> <p>2 優良安全運転管理者等表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 過去3年以内に事業所等の管理下にある業務用車両による死亡・重大事故（無過失の場合を除く。）又は特定違反行為による交通事故を起こしているとき。</p> <p>(2) 過去3年以内に罰金以上の刑事処分若しくは行政処分を受けた者、又は道路交通法違反（違反点数3点以内を除く。）をした者。</p> <p>(3) 過去に、この表彰を受けた者（特に功労がある場合を除く）。</p>

<p>優良事業所表彰</p>	<p>1 交通安全優良事業所として、知事、公安委員会、警察本部長、連合会会長等のいずれかの表彰を受けたもので、次に該当する事業所等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転管理者選任後5年以上経過し、安全運転管理業務の推進に多大な功労があった事業所等。</li> </ul> <p>2 優良事業所表彰は、次の各号のいずれかに該当する事業所等を除く。</p> <p>(1) 過去5年以内に事業所等の業務用車両の主原因による死亡・重大事故（無過失の場合を除く。）又は特定違反行為による交通事故を起こしているとき。</p> <p>(2) 過去1年以内に事業所等の業務用車両の主原因による人身交通事故があるもの。</p> <p>(3) 過去5年以内にこの表彰を受けたもの。</p>	<p>1 交通安全功労団体として、市町村交通安全対策協議会会長、警察署長、地区会会長等のいずれかの表彰を受けたもので、次に該当する事業所等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転管理者選任後3年以上経過し、安全運転管理業務の推進に特に功労のあった事業所等。</li> </ul> <p>2 優良事業所表彰は、次の各号のいずれかに該当する事業所等を除く。</p> <p>(1) 過去1年以内に事業所等の業務用車両の主原因による人身交通事故及び道路交通法上の使用者（雇用者）、安全運転管理者等の義務違反があるもの。</p> <p>(2) 過去5年以内にこの表彰を受けたもの。</p>
<p>優良運転者表彰</p>	<p>1 優良運転者として警察本部長、連合会会長、県交通安全協会会長等のいずれかの表彰を受けた者で、次の各号に該当する者。</p> <p>(1) 安管事業所等での運転者で、同一事業所に5年以上勤務していること。</p> <p>(2) 事業所等において、運転業務に10年以上従事していること。</p> <p>2 優良運転者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 過去10年以内に交通事故により、罰金以上の刑事処分を受けた者。</p> <p>(2) 過去5年以内に、罰金以上の刑事処分若しくは行政処分を受けた者、又は道路交通法違反をした者。</p> <p>(3) 過去に交通栄誉章緑十字銅章を受けた者。</p>	<p>1 優良運転者として、次に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安管事業所等での運転者で、同一事業所に5年以上勤務していること。</li> </ul> <p>2 優良運転者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 過去10年以内に交通事故により、罰金以上の刑事処分を受けた者。</p> <p>(2) 過去5年以内に、罰金以上の刑事処分若しくは行政処分を受けた者、又は道路交通法違反をした者。</p> <p>(3) 過去5年以内にこの表彰を受けた者。</p>
<p>優良管理者会表彰</p>	<p>交通安全功労団体等として、知事、公安委員会、警察本部長、連合会会長等のいずれかの表彰を受けたもので、次の各号に該当する地区会。</p> <p>(1) 講習会、研修会、事故防止コンクール、事業所指導等の活動を積極的に行っていること。</p> <p>(2) 法定講習の受講率の向上等に積極的に努めていること。</p> <p>(3) 交通安全運動等に積極的に参加する等、交通安全意識の高揚又は交通事故防止に顕著な成果を上げていること。</p> <p>(4) 過去5年以内にこの表彰を受けていないこと。</p>	<p>優良管理者会として、次の各号に該当する地区会。</p> <p>(1) 講習会、研修会、事故防止コンクール、事業所指導等の活動を積極的に行っていること。</p> <p>(2) 法定講習の受講率の向上等に積極的に努めていること。</p> <p>(3) 交通安全運動等に積極的に参加する等、交通安全意識の高揚又は交通事故防止に成果を上げていること。</p> <p>(4) 過去5年以内にこの表彰を受けていないこと。</p>
<p>優良職員表彰</p>	<p>安全運転管理に寄与する団体の事務局に5年以上勤務し、現に在勤する者で、勤務成績が優秀であり、連合会会長が特に表彰を必要と認めた者。</p>	